

「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、これまでの「COOL CHOICE とちぎ」県民運動の基本理念を継承し、脱炭素を軸として県民の行動変容を強く後押しする「新たな県民運動」を展開していくに当たり、オールとちぎで取り組む機運を醸成すること。

2 業務概要

- (1) 業務名 「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務
- (2) 業務内容 別紙「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6（2024）年10月31日（木）まで
- (4) 委託料上限額 5,350,269円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 問合せ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県環境森林部気候変動対策課気候変動適応担当
TEL：028-623-3187 FAX：028-623-3259
E-mail：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6(2024)年5月13日(月)
イ 質問受付期限	令和6(2024)年5月16日(木)15時必着
ウ 質問に対する回答	令和6(2024)年5月17日(金)予定
エ 参加表明書の提出期限	令和6(2024)年5月21日(火)15時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和6(2024)年5月27日(月)15時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和6(2024)年5月下旬

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ(産業・しごと-入札・公売-入札・公募(業務委託))からダウンロードすること。

URL:<http://www.pref.tochigi.lg.jp//d02/araken-ibentopuropo.html>

(3) 質問・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間: 公募開始日~令和6(2024)年5月16日(木)15時必着

イ 質問方法: 電子メールにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日(予定): 令和6(2024)年5月17日(金)

エ 回答方法: 回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2-1)及び確認書(別記様式3)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限: 令和6(2024)年5月21日(火)15時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: 2(5)

ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時~午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6(2024)年5月27日(月)15時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア~オに基づいて企画提案書を作成し、持参又

は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 審査方法

企画提案書、見積書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。書面審査とし、プレゼンテーションは行わない。

(3) 契約候補者の選定方法

別表「評価基準」のとおり。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別表 「新たな県民運動」キックオフイベント（仮称）開催等業務委託 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で、各審査委員がつけた1位の数最も多かったものを契約候補者とする。
なお、1位のものが複数の場合は、最も得点の高かったものを契約候補者とする。
- 3 各選定委員による評価の合計点の平均点が70点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。
- 4 評価項目及び配点

区分		評価項目	配点
1	企画提案の優位性	(1) 「新たな県民運動の名称」及び「新15のこと」を、県内に周知していくための効果的な提案がなされているか。	20
		(2) 「新たな県民運動」に取り組む機運の醸成につながる全体コンセプトになっているか。	20
		(3) イベント開催について、効果的な周知広報提案がなされているか。	15
		(4) 出演者等の選定は適当か。	5
2	企画提案の実施可能性	(1) 業務の遂行や運営のために必要な人員が確保されているか。	15
		(2) スケジュールは適当か。	10
		(3) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
		(4) 見積額は適当か。	5
合計			100